

知的財産

提出日：2003年11月25日

提出先：経済産業省 特許庁 産業構造審議会知的財産政策部会 特許制度小委員会事務局

2003年11月25日

経済産業省 特許庁  
産業構造審議会知的財産政策部会  
特許制度小委員会事務局御中

日本機械輸出組合  
知的財産権問題専門委員会  
委員長 外川英明

### 「職務発明制度の在り方について」の報告書（案）に対するコメント

日本機械輸出組合は、わが国に機械輸出貿易の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置してわが国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促してまいりました。

さて、この度、経済産業省貴委員会におかれては、わが国の産業競争力の強化を図るべく「職務発明制度の在り方について」と題する報告書案を作成の上、パブリックコメントを求めておられる由、当委員会において本案を検討した結果、下記の通り意見を具申申し上げます。

本コメントが本件職務発明制度の改善に適切に反映されれば幸甚です。

#### 記

本報告書案では、「職務発明に係る権利の承継があった場合の対価の決定が、使用者と従業員等との立場の相違にかんがみて不合理でなければ、その決定された「対価」を尊重するべき」としているが、その趣旨は従業者等のインセンティブを高めるとともに、使用者等の予測可能性を高めるためであると考えられる。その趣旨自体には賛同できるものの、同報告書案では、手続面を重視するとしながら、なお対価を司法審査の射程から除外しないとしていることにより、使用者等の予測可能性を害し、現状の問題点が改善されないことが懸念される。すなわち、「対価」そのものを司法審査の対象から除外しないことにより、実質的に裁判官の考える「対価」の額と異なるというだけで手続が不合理であるとされるおそれがあるのではないか。

従って、改正の方向としては、基準の策定や個々の発明に対する基準の当て嵌めが合理的である以上は、対価の額に不服があることを理由に争うことができない、とすべきである。また、仮に対価の額そのものについて司法審査の対象から除外しないとしても、少なくとも業界水準等からみて著しく低額でないか、その企業における処遇制度等全体を勘案すれば著しく低額といえない場合には、対価そのものは手続の合理性に影響を与えない旨を確認的に記載するべきである。

以上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 国際業務部門 通商・投資グループ（谷口、江川）

〒105-0011 港区芝公園 3 - 5 - 8 機械振興会館 401

電話：03 - 3431 - 9348 FAX：03 - 3436 - 6455

担当：通商・投資グループ 谷口 Tel.03-3431-9348